

2. 「所定外労働(残業)」の制限の対象拡大 (R7.4.1～改正)

「**3歳未満**の子」を養育する従業員が、請求した場合は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定労働時間を超えて労働（残業）をさせることができないという制度です。

※企業規模や従業員の雇用形態は問いません。

※所定労働時間とは、対象の従業員との雇用契約上、個別に定められた労働時間をいいます。

改正内容	改正前	改正後
対象の子の範囲 の拡大	3歳未満の子を 養育する従業員	小学校就学前 の子を 養育する従業員